

下水道分野における地球温暖化対策に関する研究

調査研究年度

2007 年度

(目 的)

地球温暖化対策の推進に関する法律が公布され、国、都道府県及び市町村、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、地球温暖化対策の推進を図ることが求められた。そして下水道事業における地球温暖化対策への取り組みを示した計画の策定、実行のため、「下水道における地球温暖化防止実行計画策定の手引き」が策定された。

しかし 2006 年 2 月に京都議定書が発効し、わが国については、2008 年から 2012 年の第 1 約束期間までに、温室効果ガスを 1990 年レベルと比べて 6%の削減が定められているが、その目標達成は非常に厳しい状況にある。

このような状況をふまえて、より一層の温室効果ガス削減施策の推進を図るために、「下水道における地球温暖化防止実行計画策定の手引き」についても最近の新たな動向や知見を踏まえた改訂を行うことを目的として本研究が行われた。

なお本研究は「産学官の連携による下水汚泥の資源化に係る新技術の開発や動向等に関する調査業務」のうち、「新技術を活用した下水道分野における地球温暖化対策の検討」について行ったものである。

(結 果)

大都市等を中心に実行計画の策定が進められてきているものの、中小規模の都市における策定が遅れており、また対策についての定性的な表記にとどまっているケースも多い。

そこで本研究では、新たな動向を踏まえ技術情報の充実を図り、「下水道における地球温暖化防止実行計画策定の手引き（改訂案）」を作成した。

(1) 地球温暖化防止に関する資料整理

①近年の国内外動向（制度・法律）、最新の技術情報等の整理

(2) 地球温暖化防止実行計画に関する資料整理

①実行計画を策定している事例

②温室効果ガス排出量の算定のための排出係数等のデータ

③温室効果ガスの削減施設の技術情報

④これらに付随するデータ・資料

(3) 手引き（案）の作成

表-1 「下水道における地球温暖化防止実行計画策定の手引き（改訂案）」の構成

第 1 章 総論	地球温暖化問題の取組の概要、用語の定義、下水道管理者としての責務、手引きの適用範囲
第 2 章 下水道実行計画の全体像	下水道実行計画の構成・留意事項
第 3 章 温室効果ガス排出量の現況調査	現況における温室効果ガス排出量の算定方法
第 4 章 温室効果ガス排出量の評価	温室効果ガス排出量の集計、評価、将来推計
第 5 章 下水道実行計画の策定と推進	下水道事業実行計画に記載すべき事項
第 6 章 下水道実行計画の実施・運用	下水道事業における温室効果ガス削減策の実施にあたっての留意点
資料編	地球温暖化問題の経緯、対策例、関連資料等

国土交通省都市・地域整備局下水道部からの受託研究

問い合わせ先：研究第一部 清水 俊昭，森島 嘉浩，松井 威喜 【03-5228-6597】

キーワード

地球温暖化，地球温暖化防止実行計画